

# 資料 1

## 通称名について

# 通称名について

## 住民基本台帳事務における通称名の履歴の取扱いについて（案）

（住民票における通称名の履歴の取扱い）

- 住民票において通称名を公証の対象とすること及び住民票以外に通称名を公証できる方法がないことから、通称名の履歴についても、除票の保存期間に限らず、特に本人からの求めに応じて、一定程度公証できるようにする必要がある。

※ 除票の保存期間は5年とされている。

（具体的な方法）

- 通称名の履歴（①過去に登録されていた通称名及び②登録（変更）した年月日）について、転出証明書を活用して、転出地市町村・転入地市町村の間で引継ぎを行う。
  - 転入地市町村において、引き継いだ当該履歴を住民票に記載する。
- 現住所地の市町村において、通称名の履歴が一覧で把握できる（住民にとって、履歴の公証のための負担が軽減される。市町村にとって、通称名の変更の状況を把握することができる。）。

※1 転入地市町村における通称名の履歴の具体的な記載の方法については、今後検討。

※2 適用日以降、住基カードによる転出・転入を行う場合の具体的な引継ぎの方法については、今後検討。